

福岡県内で障がい児通所支援事業等を実施する場合、知事等指定権者への事業所指定の申請が必要です。

1 指定申請等に係るスケジュールについて

事前協議	設備・人員確認	申請書提出	現地確認	指定希望日
申請月の前月末までに完了	申請書提出日の前日まで（未確認分）	指定月前々月 16 日まで	指定月前月の 20 日～26 日の間	毎月 1 日
(例) ~R6. 10. 31	~R6. 11. 15	~R6. 11. 16	R6. 12. 20～26	R7. 1. 1

(1) 事前協議

- 福岡県内（北九州市、福岡市及び久留米市を除く。）に事業所の開設を予定している事業者は、**申請月の前月末までに必ず審査担当者**と事前協議を終えてください。
- 事前協議の前に、事業所開設予定の市町村へ事業所開設について連絡し、利用者の見込や意見書の発出（児発・放デイ）についてご確認ください。
- 事前協議は以下の日程で行います。予約制となっていますので、**事前協議・相談申込書にて障がい福祉サービス指導室指定係までメールにてお申込みください。**

< R 7 年度協議日程 >

事前協議の日程（候補日）		事前協議の日程（候補日）	
10 月	1 日、8 日、15 日、22 日、29 日	1 月	7 日、14 日、21 日、28 日
11 月	5 日、12 日、19 日、26 日	2 月	4 日、18 日、25 日
12 月	3 日、10 日、17 日、24 日	3 月	4 日、18 日、25 日

- 事前協議の際は、以下の書類を持参してください。以下の書類以外で準備済みの書類がありましたら、併せて持参してください。
 - ・事業所の平面図
 - ・児童発達管理責任者の実務経験証明書、研修修了証（写）及び資格証（写）
- 事前協議には、法人代表者又は管理者に出席いただきます（最低 1 回）。

(2) 設備・人員配置の確認

- 申請書提出前に設備及び人員配置の確認を行います。
※事前協議の中で確認ができている場合は、不要です。
- 確認に必要な書類は、以下のとおりです。
 - ・平面図
 - ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧
 - ・管理者及び児童発達支援管理責任者に係る書類
 - ・従業者に係る書類（実務経験証明書、資格証の写し 等）
 - ・運営規程（営業時間及びサービス提供時間がわかる書類）

- 従業者の確保（雇用）が間に合わない場合の勤務形態一覧の記載については、雇用予定の職名を記載し、氏名欄は、「職員 A」等と記載してください。**ただし、指定希望月の前月 15 日（休日の場合は翌日）までには、必要人員を確保（雇用）してください。確保できない場合は、希望月での指定はできません。**

（３）申請書類の提出

- 申請は、**指定希望月の前々月の 16 日（休日の場合は翌日）まで**に指定申請に必要な全ての書類を提出してください。提出できない場合は、書類の受付（受領）ができないため、希望日での指定はできませんので、必ず不足の無いようにしてください。

＜R7 年度の提出期限＞

指定希望日	申請書類の提出期限
12 月 1 日	10 月 16 日（木）
1 月 1 日	11 月 17 日（月）
2 月 1 日	12 月 16 日（火）

指定希望日	申請書類の提出期限
3 月 1 日	1 月 16 日（金）
4 月 1 日	2 月 16 日（月）
5 月 1 日	3 月 16 日（月）

（４）申請内容の審査

- 審査中の申請内容の変更（設備・人員配置に係る変更）は、原則、認められません。
- 申請書類に修正等がある場合は補正を求めます。**補正の期限は指定希望月の前月の 15 日（休日の場合は翌日）**となっていますので速やかな対応をお願いします。
- 補正期限を過ぎても不備等が解消されない場合は、指定希望月に指定できない場合があります。
- 申請書類の審査に加え、開設予定事業所の確認（現地確認）を行います。担当者から日程調整の連絡をしますので、日付、時間等を調整してください。

（５）その他

- 指定後は、現地確認時または指定通知書送付時に同封する「指定後の手続きについて」を確認し、必要な手続きを行ってください。

2 事前協議にあたり確認しておく事項及び協議先について

指定申請をするには以下の点を確認する必要がありますので、あらかじめ下記の所管部署にお問い合わせください。

（１）**児童福祉法上の総量規制等について**（事業予定地の市町村障がい福祉所管課）

- ①児童発達支援、放課後等デイサービス、障がい児入所施設
⇒事業実施に係る意見書を受領してください。

- ②その他の事業

⇒支給決定者数等についてお問い合わせください。

（２）**都市計画法上の規制について**（事業予定地の市町村都市計画所管課）

市街化調整区域等に該当するか、障がい児通所支援事業所・障がい児入所施設の設

置が可能な区域等であるかをお問い合わせください。

(3) **建築基準法上の規制及び福祉のまちづくり条例上の規制について**

事業予定地を所管する県土整備事務所建築指導課（大牟田市、久留米市は各市建築指導所管課）にお問い合わせください。

(4) **消防法上の規制について**

事業予定地を所管する消防署にお問い合わせください。

3 児童福祉施設の設置許可の申請等について

児童発達支援センターにおいて指定通所支援を行う場合、又は障がい児入所施設（福祉型・医療型）において指定入所支援を行う場合は、指定の申請に併せて、児童福祉施設の設置認可の申請が必要になります。

4 指定申請窓口について

(1) 指定障がい児通所支援事業、指定障がい児入所施設

福岡県内（北九州市、福岡市及び久留米市を除く）に所在する事業所 ※久留米市に所在する指定障がい児入所施設を含む	
福岡県福祉労働部障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室 指定係	〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 TEL 092-643-3312 FAX 092-643-3304

(参考)

北九州市に所在する事業所	
北九州市役所 障害者支援課	〒803-8501 北九州市小倉北区域内 1-1 TEL 093-582-2424
福岡市に所在する事業所	
福岡市役所子ども発達支援課 <変更届、休止・廃止届、加算等の届> 麻生教育サービス株式会社障がい児事業所係	〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8-1 TEL 092-711-4178 〒810-0012 博多郵便局留 TEL 092-432-6266 FAX 092-482-0453
久留米市に所在する事業所 ※指定障がい児入所施設を除く	
久留米市役所障害者福祉課	〒830-8520 久留米市城南町 15-3 TEL 0942-30-9035

(2) 指定障がい児相談支援事業

・事業所が所在する市町村の窓口